

福岡県公報

平成18年6月16日
第2546号

目次

告示(第1164号-第1180号)

○道路の区域の変更	(道路維持課)	1
○公共測量の終了	(土木管理課)	2
○公共測量の終了	(土木管理課)	2
○公共測量の実施	(土木管理課)	2
○公共測量の実施	(土木管理課)	2
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	3
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	3
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農地計画課)	3
○土地改良区の清算人の就任	(農地計画課)	4
○土地改良区の清算人の就任	(農地計画課)	4
○県営土地改良事業計画の変更決定	(農地計画課)	4
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	5
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	5
○県営土地改良事業の換地計画	(農地計画課)	5
○土地改良法第95条第1項に定める者の換地計画の適否決定	(農地計画課)	5
○土地改良法第95条第1項に定める者の換地計画の適否決定	(農地計画課)	5
○県営土地改良事業計画の変更決定	(農地計画課)	6
公 告		
○競争入札の参加者の資格等	(総務事務センター)	6

○一般競争入札の実施	(総務事務センター)	7
○一般競争入札の実施	(総務事務センター)	10
○一般競争入札の実施	(総務事務センター)	12
○落札者等の公示	(地方課)	15
○落札者等の公示	(地方課)	15
○落札者等の公示	(警察本部会計課)	16

公安委員会

○警備員指導教育責任者講習の実施	(警察本部生活安全総務課)	16
○警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則附則第2条に規定する講習の実施	(警察本部生活安全総務課)	18
○警備業法第23条に規定する検定の実施	(警察本部生活安全総務課)	19

収用委員会

○土地収用法第46条第2項の規定に基づき通知すべき書類(用地課)		21
----------------------------------	--	----

告 示

福岡県告示第1164号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年6月16日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
			前	筑紫野市大字二日市707番1先から 太宰府市大字太宰府字松川169番13先まで	6.5 ～ 30.0	5081.7

那珂県道	筑紫野古賀線	前	筑紫野市大字永岡171番1先から 太宰府市大字太宰府字松川169番13先まで	12.0 ～ 78.0	6900.0
		後	筑紫野市二日市中央5丁目707番1先から 太宰府市御笠2丁目169番13先まで	6.5 ～ 30.0	5081.7
		後	筑紫野市大字永岡171番1先から 太宰府市御笠2丁目169番13先まで	12.0 ～ 78.0	6859.2

福岡県告示第1165号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成18年6月16日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（2級基準点測量、3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市小倉南区空港北町地域	平成18年5月22日

福岡県告示第1166号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成18年6月16日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市小倉北区愛宕二丁目	平成18年5月19日

福岡県告示第1167号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成18年6月16日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（GPS測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市小倉南区	平成18年6月1日から 平成18年6月30日まで

福岡県告示第1168号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成18年6月16日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（2級基準点測量、3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市小倉南区横代南町五丁目～山手三丁目	平成18年6月1日から 平成18年9月29日まで

福岡県告示第1169号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年6月16日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

太宰府市国分4丁目791-1及び791-3から791-10まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市博多区大博野2-7

作州商事株式会社 代表取締役 樺島 敏幸

福岡県告示第1170号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年6月16日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

小郡市山隈字柳345-7

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

小郡市山隈325番地

小宮 英宣

小宮 瑞江

福岡県告示第1171号

大和干拓土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成18年6月16日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏名	住所
中村 勝 昭	柳川市大和町大坪22番地
小宮 榮二郎	〃 〃 〃 11番地
武末 誠 士	〃 〃 明野251番地
松藤 和 彦	〃 〃 大坪4番地
大津 眞 次	〃 〃 〃 3番地
高口 重 實	〃 〃 豊原258番地
堤 清	〃 〃 皿垣開7番地
甲斐田 静 夫	〃 〃 〃 1790番地
大曲 昭 二	〃 〃 〃 1699番地1
坂井 文 彰	〃 〃 中島2382番地
西田 昭 勝	〃 〃 〃 2259番地1
津留 征 夫	〃 〃 六合1592番地1

2 退任監事

氏名	住所
田尻 俊 信	柳川市大和町大坪1番地
平川 光 信	〃 〃 栄1082番地
松藤 邦 義	〃 〃 中島1953番地

3 就任理事

氏名	住所
中村 勝 昭	柳川市大和町大坪22番地
小宮 榮二郎	〃 〃 〃 11番地

甲斐田 静 夫	” ”	皿垣開1790番地
松 藤 和 彦	” ”	大坪 4 番地
大 津 眞 次	” ” ”	3 番地
佐 藤 決	” ”	塩塚1046番地
武 末 誠 士	” ”	明野251番地
堤 清	” ”	皿垣開 7 番地
野 田 良 幸	” ” ”	1479番地
坂 井 文 彰	” ”	中島2382番地
西 田 昭 勝	” ” ”	2259番地 1
津 留 征 夫	” ”	六合1592番地 1

4 就任監事

氏 名	住 所
田 尻 俊 信	柳川市大和町大坪 1 番地
高 椋 和 博	” ” 中島2304番地 2
河 島 芳 朗	” ” 栄1333番地 1

福岡県告示第1172号

解散した清算法人柳川市昭代土地改良区から清算人の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成18年 6 月16日

福岡県知事 麻 生 渡

氏 名	住 所
古 賀 正 治	柳川市田脇709番地 1
河 村 清 春	” 間391番地 1
江 上 幸 雄	” ”104番地 2
高 寄 正 市	” ”846番地 1

乗 富 幸 夫	” ”1493番地 2
椛 島 睦 男	” 久々原597番地
梅 崎 善 宗	” 七ツ家278番地
梅 寄 一 眞	” ” 540番地 4
梅 崎 三 男	” ” 1129番地 1
古 賀 久 善	大川市大字一木27番地
石 橋 輝 光	” ” 三丸1150番地 2

福岡県告示第1173号

解散した清算法人浜田土地改良区から清算人の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成18年 6 月16日

福岡県知事 麻 生 渡

氏 名	住 所
鬼 丸 岳 城	山門郡瀬高町大字文廣1165番地
馬 場 實	” ” 大字泰仙寺98番地
河 野 勝	” ” 大字河内775番地
久 富 治 美	” ” 大字東津留645番地
石 橋 文 雄	” ” ” 377番地 2
田 中 敏 春	” ” 大字泰仙寺225番地 2
古 庄 満	” ” 大字濱田521番地
田 中 澄 博	” ” 大字河内2343番地 2

福岡県告示第1174号

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成18年6月16日

福岡県知事 麻 生 渡

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営元永地区土地改良（区画整理） 事業変更計画書の写し	平成18年6月16日から 平成18年7月14日まで	行橋市役所

福岡県告示第1175号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年6月16日

福岡県知事 麻 生 渡

- 開発区域に含まれる地域の名称
大牟田市大字岩本字西ヶ崎173番2及び169番12
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大牟田市大字岩本641番2
松尾 則光

福岡県告示第1176号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年6月16日

福岡県知事 麻 生 渡

- 開発区域に含まれる地域の名称
筑紫郡那珂川町片縄北1丁目330番3、323番、片縄8丁目74番1から74番3まで、75番2、75番3並びにこれらの区域内の水路である町有地の一部
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
筑紫郡那珂川町片縄8丁目58番2
坂井 即典

福岡県告示第1177号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業の施行に係る地域の換地計画を平成18年6月7日付けで定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成18年6月16日

福岡県知事 麻 生 渡

換地計画を定めた地域	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
福岡市早良区大字小笠木 （脇山地区小笠木換地区）	換地計画書の写し	平成18年6月16日から 平成18年7月14日まで	福岡市早良区 役所入部出張所

福岡県告示第1178号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する同法第52条の2第1項の規定に基づき、同法第95条第1項に定める者の換地計画を平成18年6月7日付けで適当であると決定したので、同法第96条において準用する同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成18年6月16日

福岡県知事 麻 生 渡

土地改良事業の事業主体名	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
鞍手郡宮田町上大隈土地改良事業共同施行	換地計画書の写し	平成18年6月16日から 平成18年7月14日まで	宮若市役所

福岡県告示第1179号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する同法第52条の2第1項の規定に基づき、同法第95条第1項に定める者の換地計画を平成18年6月7日付けで適

当であると決定したので、同法第96条において準用する同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成18年6月16日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良事業の事業主体名	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
嘉穂郡稲築町鴨生地区土地改良事業共同施行	換地計画書の写し	平成18年6月16日から 平成18年7月14日まで	嘉麻市役所稲築総合支所

福岡県告示第1180号

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成18年6月16日

福岡県知事 麻生 渡

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営大川中部第2地区土地改良（区画整理）事業変更計画書の写し	平成18年6月16日から 平成18年7月14日まで	大川市役所

公 告

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成18年6月16日

福岡県知事 麻生 渡

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

パソコン（1）～（3）

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加できない者

- ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- イ 次のいずれかに該当する事実があった後、2年間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - (ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - (カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ウ 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- エ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- オ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 資格審査事項については、次のとおりとする。

- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 障害者雇用状況

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び東京法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- カ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合には、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）
- ク 営業概要表（様式第5号）
- ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- コ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- サ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- シ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- ス 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- セ ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- ソ 返信用封筒（80円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書（有償）の入手先
- ア 名称 政府刊行物県庁内サービスステーション
- イ 住所 〒812-0045 福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁総合売店内）

ウ 電話 092-641-7838

- (3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

ア 名称 福岡県総務部総務事務センター調達班

イ 住所 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

ウ 電話 092-643-3092（ダイヤルイン）

- (4) 申請書の時期

この公告の日から平成18年7月3日（月）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

- 4 資格審査結果の通知

入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

- 5 参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

- (1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この公告に基づき資格を取得したときから平成19年9月末日までとする。

- (2) 当該期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成19年7月中に実施する「福岡県が発注する物品の製造等の競争入札に参加する者に必要な資格審査」の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年6月16日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 調達内容

- (1) 調達物品及び数量

パソコン（1） 520台

- (2) 調達物品の特質等

入札説明書による。

- (3) 納入期限
平成18年8月31日（木）
- (4) 納入場所
入札説明書による。
- 2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）
「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成17年4月福岡県告示第719号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）
- 3 入札参加資格を得るための申請の方法
2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の審査申請書に必要事項を記入の上、次の(3)の部局へ提出すること。
- (1) 申請書の入手先
政府刊行物県庁内サービスステーション（福岡県庁地下総合売店）
〒812-0045 福岡市博多区東公園7番7号
電話番号 092-641-7838
- (2) 申請書の価格
一部500円（消費税込み。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。）
- (3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先
福岡県総務部総務事務センター調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）
- 4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）
平成18年7月13日（木）現在において、次の条件を満たすこと。
- (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付けされている者

大分類	中分類	業種名	等級
01	02	事務機器	AA
05	01	電気器具	AA
05	02	電気通信機器	AA
13	11	その他	AA

- (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
- (3) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者
- (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称
福岡県総務部総務事務センター
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）
- 6 契約条項を示す場所
5の部局とする。
- 7 入札説明書の交付
(1) 期間
平成18年6月16日（金）から平成18年7月13日（木）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで
(2) 場所
5の部局とする。
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

- 9 入札説明会
入札説明会は行わないものとする。
- 10 入札書の提出場所、受領期限及び提出方法
- (1) 提出場所
福岡市博多区東公園7番7号
福岡県総務部総務事務センター
- (2) 受領期限
平成18年7月13日(木)午後5時00分
- (3) 提出方法
直接又は郵便(書留郵便に限る。受領期限内必着)で行う。
- 11 開札の場所及び日時
- (1) 場所
福岡市博多区東公園7番7号
福岡県総務部総務事務センター入札室
- (2) 日時
平成18年7月14日(金)午前11時00分
- 12 落札者がいない場合の措置
開札をした場合において落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際に入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつてそのすべての同意が得られれば直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあつては別に定める日時、場所において行う。
- 13 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
見積金額(の税込金額)の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合
イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(公団を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発

注者が交付した証明書)を提出する場合

- (2) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合
イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(公団を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合
- 14 入札の無効
次の入札は無効とする。
なお、12により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。
- (1) 金額の記載がない入札
(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
(3) 同一入札者が2以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
(6) 入札保証金が13の(1)に規定する金額に達しない入札
(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者(開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札
- 15 落札者の決定の方法
- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入

札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

17 Summary

- (1) Articles and Quantity
Personal Computer System (1) : 520units
- (2) Time Limit of Tender
5 : 00 PM on July 13, 2006
- (3) Contact Point for the Notice : General Affairs Center, General Affairs
Department, Fukuoka Prefectural Office, 7-7
Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8577, Japan
TEL 092-643-3092

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年6月16日

福岡県知事 麻生 渡

1 調達内容

- (1) 調達物品及び数量
パソコン (2) 530台
- (2) 調達物品の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成18年8月31日（木）

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成17年4月福岡県告示第719号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の審査申請書に必要事項を記入の上、次の(3)の部局へ提出すること。

(1) 申請書の入手先

政府刊行物県庁内サービスステーション（福岡県庁地下総合売店）

〒812-0045 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-7838

(2) 申請書の価格

一部500円（消費税込み。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。）

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成18年7月13日（木）現在において、次の条件を満たすこと。

- (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付けされている者

大分類	中分類	業種名	等級
01	02	事務機器	AA
05	01	電気器具	AA
05	02	電気通信機器	AA
13	11	その他	AA

- (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
- (3) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者
- (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称
福岡県総務部総務事務センター
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）
- 6 契約条項を示す場所
5の部局とする。
- 7 入札説明書の交付
- (1) 期間
平成18年6月16日（金）から平成18年7月13日（木）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで
- (2) 場所
5の部局とする。
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

- 9 入札説明会
入札説明会は行わないものとする。
- 10 入札書の提出場所、受領期限及び提出方法
- (1) 提出場所
福岡市博多区東公園7番7号
福岡県総務部総務事務センター
- (2) 受領期限
平成18年7月13日（木）午後5時00分
- (3) 提出方法
直接又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。
- 11 開札の場所及び日時
- (1) 場所
福岡市博多区東公園7番7号
福岡県総務部総務事務センター入札室
- (2) 日時
平成18年7月14日（金）午前11時00分
- 12 落札者がいない場合の措置
開札をした場合において落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合であってそのすべての同意が得られれば直ちにその場で、郵送入札を含む場合であっては別に定める日時、場所において行う。
- 13 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
見積金額（の税込金額）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
- ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
- イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（公団を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発

注者が交付した証明書)を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(公団を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合

14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が13の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者(開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札

15 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入

札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関(WTO)協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報(公知の事実を除く。)を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

17 Summary

- (1) Articles and Quantity
Personal Computer System (2) : 530units
- (2) Time Limit of Tender
5:00 PM on July 13, 2006
- (3) Contact Point for the Notice : General Affairs Center, General Affairs
Department, Fukuoka Prefectural Office, 7-7
Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8577, Japan
TEL 092-643-3092

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年6月16日

福岡県知事 麻生 渡

1 調達内容

- (1) 調達物品及び数量
パソコン(3) 500台
- (2) 調達物品の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成18年8月31日（木）

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成17年4月福岡県告示第719号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）掲載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の審査申請書に必要事項を記入の上、次の(3)の部局へ提出すること。

(1) 申請書の入手先

政府刊行物県庁内サービスステーション（福岡県庁地下総合売店）

〒812-0045 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-7838

(2) 申請書の価格

一部500円（消費税込み。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。）

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成18年7月13日（木）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付けされている者

大分類	中分類	業種名	等級
01	02	事務機器	AA
05	01	電気器具	AA
05	02	電気通信機器	AA
13	11	その他	AA

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県総務部総務事務センター

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

(1) 期間

平成18年6月16日（金）から平成18年7月13日（木）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

(2) 場所

5の部局とする。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札説明会
 入札説明会は行わないものとする。

10 入札書の提出場所、受領期限及び提出方法

(1) 提出場所
 福岡市博多区東公園7番7号
 福岡県総務部総務事務センター

(2) 受領期限
 平成18年7月13日(木)午後5時00分

(3) 提出方法
 直接又は郵便(書留郵便に限る。受領期限内必着)で行う。

11 開札の場所及び日時

(1) 場所
 福岡市博多区東公園7番7号
 福岡県総務部総務事務センター入札室

(2) 日時
 平成18年7月14日(金)午前11時00分

12 落札者が不在の場合の措置
 開札をした場合において落札者が不在場合は、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際に入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合であってそのすべての同意が得られれば直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあっては別に定める日時、場所において行う。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金
 見積金額(の税込金額)の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
 ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合
 イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(公団を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発

注者が交付した証明書)を提出する場合

(2) 契約保証金
 契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
 ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合
 イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(公団を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合

14 入札の無効
 次の入札は無効とする。
 なお、12により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札
 (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
 (3) 同一入札者が2以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
 (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
 (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
 (6) 入札保証金が13の(1)に規定する金額に達しない入札
 (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
 (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者(開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札

15 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入

札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

17 Summary

- (1) Articles and Quantity
Personal Computer System (3) : 500units
- (2) Time Limit of Tender
5 : 00 PM on July 13, 2006
- (3) Contact Point for the Notice : General Affairs Center, General Affairs
Department, Fukuoka Prefectural Office, 7-7
Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8577, Japan
TEL 092-643-3092

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成18年6月16日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 契約に係る特定役務の名称
福岡県住民基本台帳ネットワークシステム用機器の賃貸借
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県総務部地方課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日

平成18年4月1日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

N E C リース株式会社九州支社

(2) 住所

福岡市博多区御供所町1番1号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

38,393,145円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第15条1（d）に該当

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成18年6月16日

福岡県知事 麻生 渡

1 契約に係る特定役務の名称

福岡県住民基本台帳ネットワークシステム運用等業務

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県総務部地方課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日

平成18年4月1日

- 4 契約の相手方の氏名及び住所
(1) 氏名
日本電気株式会社九州支社
(2) 住所
福岡市博多区御供所町1番1号
- 5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
46,271,400円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約を行った理由
政府調達に関する協定第15条1（d）に該当

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成18年6月16日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
男性警察官用冬ワイシャツ 6,000着程度
女性警察官用冬ワイシャツ 200着程度
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課
(2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 落札者を決定した日
平成18年5月12日
- 4 落札者の氏名及び住所
(1) 氏名
福岡日東産業株式会社

- (2) 住所
福岡市中央区春吉3丁目16番25号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
男性警察官用冬ワイシャツ 1着につき 5,491.5円
女性警察官用冬ワイシャツ 1着につき 5,491.5円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
平成18年3月31日

公安委員会

福岡県公安委員会告示第159号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第2条の規定により公示する。

平成18年6月16日

福岡県公安委員会

- 1 講習の区分、期日、時間及び場所
法第2条第1項第3号に係る警備業務

講習期日	講習時間	講習場所
平成18年8月24日（木）から同年8月31日（木）までの間（ただし、土、日曜日については休講とする。）	午前9時30分から午後4時35分まで（ただし、最終日の講習については午後0時10分までとし、その後、修了考査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

- 2 受講定員

30名

3 受講対象者

当該講習の受講対象者については、受講申込時において、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 最近5年間に当該講習の区分に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。）に従事した期間が通算して3年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者
- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者
- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者

4 必要書類

- (1) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（別記様式第1号） 1通
※ 6か月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。
- (2) 前記3の受講対象者に該当することを疎明する書面
ア (1)に該当する者
最近5年間に当該警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面及び履歴書
イ (2)に該当する者
合格証明書（1級）の写し

ウ (3)に該当する者

合格証明書（2級）の写し及び2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを疎明する警備業者等が作成する書面

エ (4)に該当する者

旧1級検定に係る検定合格証の写し

オ (5)に該当する者

旧2級検定に係る検定合格証の写し及び旧2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを疎明する警備業者等が作成する書面

5 受講申込手続等

(1) 受付期間

平成18年6月20日（火）から平成18年8月18日（金）まで（祝日、土、日曜日を除く。）の午前10時から午後5時までの間

(2) 受付場所

北九州市門司区小森江三丁目9番1号

福岡県警察警備員教育センター

- (3) 受講申込みの際には、必要書類（前記4）を持参のうえ、原則として受講希望者本人が申込みを行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状を持参すること（代理人1人につき、受講希望者1人の代理を有効とする。また、受講申込者が他の代理人を兼ねることはできない。）。
- (4) 受付期間は、前記5(1)のとおりであるが、受付期間中であっても、受講申込者が定員の30人に達したときは、受け付けを締め切ることとする。

6 講習受講手数料

38,000円

※ 受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。また、納付した手数料については、申請の取り消し及び受講しなかった場合においても返還しない。

7 講習修了証明証の交付等

- (1) 講習最終日に修了考査を実施する。
- (2) 講習課程を修了し、かつ、修了考査に合格（80パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

8 その他

(1) 講習受講の際には、筆記用具、受講申込み時に交付を受けた受講申込書の写し及び講習教本を必ず持参すること。

また、実技訓練（救急法、護身術）を行う際には、動きやすい服装を用意すること（講習施設に各受講者への貸与ロッカーあり）。

(2) 講習に関する問い合わせは、平日の午前9時から午後5時まで、最寄りの警察署又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

(3) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターにおいても（社）福岡県警備業協会が売りさばきを行う。

福岡県公安委員会告示第160号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）のうち、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則（平成17年国家公安委員会規則第18号）附則第2条に規定する講習を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第2条の規定により公示する。

平成18年6月16日

福岡県公安委員会

1 講習の区分、期日、時間及び場所

(1) 法第2条第1項第1号に係る警備業務

講習期日	講習時間	講習場所
平成18年9月11日（月）から 同年9月14日（木）までの間	午前9時30分から 午後4時35分まで （ただし、最終日の講習については 午前11時15分まで とし、その後、修	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター
平成18年9月25日（月）から 同年9月28日（木）までの間		
平成18年10月10日（火）から 同年10月13日（金）までの間		

平成18年10月16日（月）から 同年10月19日（木）までの間	了 考 査 を 実 施 す る 。）
-------------------------------------	--

(2) 法第2条第1項第2号に係る警備業務

講習期日	講習時間	講習場所
平成18年9月4日（月）から 同年9月6日（水）までの間	午前9時30分から 午後3時40分まで （ただし、最終日の講習については 午前11時15分まで とし、その後、修 了 考 査 を 実 施 す る 。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター
平成18年9月19日（火）から 同年9月21日（木）までの間		
平成18年10月2日（月）から 同年10月4日（水）までの間		
平成18年10月23日（月）から 同年10月25日（水）までの間		
平成18年10月30日（月）から 同年11月1日（水）までの間		

2 受講定員

各講習30名

3 受講対象者（各講習とも共通）

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）による改正前の警備業法第11条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証（以下「旧資格者証」という。）を有する者

4 受講申込みに必要な書類

(1) 受講申込書（講習規則別記様式第1号） 1通

※ 6か月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。

(2) 旧資格者証の写し

5 受講申込手続等

(1) 受付期間

ア 法第2条第1項第1号に係る警備業務

ア 9月11日（月）からの講習

平成18年6月22日（木）から平成18年9月8日（金）まで（祝日、土、日曜

日を除く。)の午前10時から午後5時までの間

(イ) 9月25日(月)からの講習

平成18年6月22日(木)から平成18年9月22日(金)まで(祝日、土、日曜日を除く。)の午前10時から午後5時までの間

(ウ) 10月10日(火)からの講習

平成18年6月22日(木)から平成18年10月6日(金)まで(祝日、土、日曜日を除く。)の午前10時から午後5時までの間

(エ) 10月16日(月)からの講習

平成18年6月22日(木)から平成18年10月13日(金)まで(祝日、土、日曜日を除く。)の午前10時から午後5時までの間

イ 法第2条第1項第2号に係る警備業務

(ア) 9月4日(月)からの講習

平成18年6月27日(火)から平成18年9月1日(金)まで(祝日、土、日曜日を除く。)の午前10時から午後5時までの間

(イ) 9月19日(火)からの講習

平成18年6月27日(火)から平成18年9月15日(金)まで(祝日、土、日曜日を除く。)の午前10時から午後5時までの間

(ウ) 10月2日(月)からの講習

平成18年6月27日(火)から平成18年9月29日(金)まで(祝日、土、日曜日を除く。)の午前10時から午後5時までの間

(エ) 10月23日(月)からの講習

平成18年6月27日(火)から平成18年10月20日(金)まで(祝日、土、日曜日を除く。)の午前10時から午後5時までの間

(オ) 10月30日(月)からの講習

平成18年6月27日(火)から平成18年10月27日(金)まで(祝日、土、日曜日を除く。)の午前10時から午後5時までの間

(2) 受付場所

北九州市門司区小森江三丁目9番1号

福岡県警察警備員教育センター

(3) 受講申込みの際には、必要書類(前記4)を持参のうえ、原則として受講希望者本人が申込みを行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状を持参すること(代理人1人につき、受講希望者1人の代理を有効とする。また、受講申込者が他の代理人を兼ねることはできない。)

(4) 受付期間は、前記5(1)のとおりであるが、受付期間中であっても、受講申込者が各講習定員の30人に達したときは、受け付けを締め切ることとする。

6 講習受講手数料

(1) 法第2条第1項第1号に係る警備業務

23,000円

(2) 法第2条第1項第2号に係る警備業務

14,000円

※ 受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。また、納付した手数料については、申請の取り消し及び受講しなかった場合においても返還しない。

7 講習修了証明書の交付等

(1) 講習最終日に修了考査を実施する。

(2) 講習課程を修了し、かつ、修了考査に合格(80パーセント以上の成績を合格とする。)した者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

8 その他

(1) 講習受講の際には、筆記用具、受験申込み時に交付を受けた受講申込書の写し及び講習教本を必ず持参すること。

(2) 講習に関する問い合わせは、平日の午前9時から午後5時まで、最寄りの警察署又は福岡県警察警備員教育センター(電話093(381)2627)に対して行うこと。

(3) 警備員指導教育責任者講習受講申込書(別記様式第1号)については、各警察署生活安全課若しくは生活安全刑事課において受け取ることができる。

(4) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターにおいても(社)福岡県警備業協会が売りさばきを行う。

福岡県公安委員会告示第161号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第23条に規定する検定を、

次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定等規則」という。）第7条の規定により公示する。

平成18年6月16日

福岡県公安委員会

1 検定の種別、実施日、時間及び場所
交通誘導警備業務（2級）

実施日	実施時間	実施場所
平成18年10月6日（金）	午前9時から、お おむね午後5時 まで	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

2 受検定員

30名

3 受検資格

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員

4 検定の方法

検定は、筆記試験及び実技試験により行う。

なお、筆記試験（20問）の後、実技試験を行うが、筆記試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については、実技試験を行わない。

5 学科試験及び実技試験

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 車両等の誘導に関すること。

エ 交通誘導警備業務の管理に関すること。

オ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 車両等の誘導に関すること。

イ 交通誘導警備業務の管理に関すること。

ウ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

6 検定申請受付期間及び申請方法等

(1) 申請受付期間

平成18年7月3日（月）から平成18年9月22日（金）まで（祝日、土、日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時までの間

ただし、受付期間中であっても、受検申請者が定員に達したときは、受付けを締め切ることとする。

(2) 必要書類

ア 住居地を管轄する警察署に申請する場合

① 検定申請書（検定等規則別記様式第1号） 1通

② 住居地を疎明する書面（住民票の写し、免許証の写しなど）

③ 写真2枚（申請前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上3分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

イ 営業所を管轄する警察署に申請する場合

① 検定申請書（検定等規則別記様式第1号） 1通

② 営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書など）

③ 写真2枚（申請前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上3分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

(3) 申請方法

ア 受検を希望する者は、まず、福岡県警察警備員教育センター設置の受付専用電話（093（381）2627）に電話して、事前申し込みを行い、受付番号を取得すること。

※ 受付専用電話以外での受付は一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申し込みを行った日を含めて3日以内に住居地（検定受検者が警備員である場合には、その者が属する営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署に受付番号を申告するとともに、前記6(2)に掲げる必要書類並

びに検定手数料を添えて提出し、受検票の交付を受け申請手続きの完了とする。
ウ 受検申請は、原則として受検者本人が申し込みを行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が申請を行う場合は、受検者本人の委任状を持参すること。

(4) 検定手数料

14,000円

※ 検定手数料については、福岡県領収証紙により納入すること。

また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。

7 その他

- (1) 受検当日、筆記用具及び受検票を必ず持参すること。
- (2) 検定に関する問い合わせは、平日の午前9時から午後5時まで、最寄りの警察署又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。
- (3) 検定申請書（検定等規則別記様式第1号）については、各警察署生活安全課若しくは生活安全刑事課において受け取ることができる。

収用委員会

福岡県収用委員会告示第3号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定に基づき次の者に通知すべき書類は、当収用委員会担当課（福岡県土木部用地課）において保管しており、いつでも交付するので、その受領方申し出てください。

なお、当該書類を受領しないときは、平成18年7月7日をもって当該書類の送付があったものとみなされます。

平成18年6月16日

福岡県収用委員会

1 事件名

平成17年度福収権第9号事件及び平成17年度福収明第9号事件

2 事業名

一般国道208号改築工事（有明海沿岸道路「大牟田高田道路」及び「高田大和バイ

パス」新設工事・福岡県大牟田市岬町地内から同市健老町地内まで及び同市昭和開地内から同県三池郡高田町大字黒崎開字一番地内まで）及びこれに伴う附帯工事並びに県道、町道及び農業用水路付替工事

3 通知を受けるべき者

藤本 浩美

伊藤 道明

4 通知すべき書類

平成18年6月8日付け17福収第22号－5「審理の開催について（通知）」

発行 福岡県市博多区東公園七番七号
福岡県(総務部行政経営企画課)

販売 九州福岡市博多区東比恵二丁目九番二
チユルエツ株式会社

定価 一箇月一、三五〇円(税込・郵便料別)